

平成29年度 国立大学法人上越教育大学 年度計画

(注) 内は中期計画、「・」は年度計画を示す。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

○教育課程、教育方法及び教育の成果

(学士課程)

- 01 「21世紀を生き抜くための能力+ α 」を備えた教員を養成するため、学生が各学年段階や卒業時までには修得すべき到達目標及び確認指標である上越教育大学スタンダードと、それに基づいた各科目の具体的達成基準であるルーブリック等を新たに作成し、それらを踏まえつつ、教育課程の編成方針及び編成基準により新カリキュラムを編成する。
- 02 学生の実践力や思考力を高めるための授業科目を中心に、第3期中期目標期間中に全授業科目の5割以上の科目でアクティブ・ラーニングを積極的に取り入れることにより、学校現場でアクティブ・ラーニングを実践できる教員の養成を行う。(戦略性が高く意欲的な計画)
- 03 全国的な初等中等教育に対するニーズの把握を行うため教育委員会や学校教育現場等の関係者との緊密な意見交換を行うとともに、在学生及び卒業生への教育の成果・効果に関する調査等を実施し、ICT教育や英語教育の活性化、インクルーシブな教育、いじめ等の生徒指導などを学校現場で実践できるカリキュラムを編成する。
- 04 教員就職に向けた全学的・組織的なキャリア教育や、Institutional Research (以下:「IR」と表記)による学修成果等の分析に基づくきめ細かな就職指導により、学生の教職への意欲を高め、教員採用試験の受験率を向上させるとともに、進学者と保育士就職者を除く卒業生の教員就職率を80%以上とする。

- ・ 01-1 「21世紀を生き抜くための能力+ α 」を備えた教員の養成に対応したディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの改正を踏まえた、新しい上越教育大学スタンダード、ルーブリック、教育課程を編成する。
- ・ 02-1 学校現場でアクティブ・ラーニングを実践できる教員の養成に資する授業科目を含む新しい教育課程を編成する。
- ・ 03-1 初等中等教育に対するニーズの把握を行うため、教育委員会や教育実習協力校等との意見交換を実施する。
在学生及び卒業生を対象とした教育の成果・効果に関するアンケート調査を引き続き実施する。
また、ICT教育や英語教育の活性化、インクルーシブな教育、いじめ等の生徒指導などを学校現場で実践するための授業科目を含む新しい教育課程を編成する。
- ・ 04-1 教員就職に向けた各学年ごとのガイダンスや教員採用試験対策講座等の就職支援プログラムを計画的に実施するとともに、キャリアコーディネーター等による面談指導など、教職キャリアファイルを活用した組織的なキャリア教育を行い、進学者と保育士就職者を除く卒業生の教員就職率を80%以上とする。
- ・ 04-2 各コースごとのプレイスメントプラザ利用状況を分析し、当該コースの教員と連携した就職指導を行うとともに、プレイスメントプラザ利用率の向上を図る。
また、入学から卒業までの学生の教員志望動向の変化についてデータを収集し、分析を行う。

○教育課程、教育方法及び教育の成果

(大学院課程)

〔修士課程〕

- 05 修士課程においては、教科及び教職に係る優れた実践的な指導力と研究能力を備えた教員を養成するため、教育課程の編成方針及び編成基準に基づいて、実践的課題を見据えた研究指導を実施する新カリキュラムを編成する。
- 06 教員養成系大学・学部以外の出身者については、学部段階での多様な学修内容を基礎として、初等中等教育の場における教科及び教職に係る実践的カリキュラムを編成し、実践的な指導力を備えた教員を養成する。

- ・ 05-1 「教科及び教職に係る優れた実践的な指導力と研究能力」を備えた教員の養成に対応したディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの改正を踏まえた、新しい教育課程を編成する。
- ・ 06-1 「教科及び教職に係る優れた実践的な指導力」を備えた教員の養成に対応したディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの改正を踏まえた、新しい教育課程を編成する。

（大学院課程）

〔専門職学位課程〕

- 07 専門職学位課程においては、確かな指導理論と優れた応用力を備えたスクールリーダー及び学校づくりの有力な一員となり得る実践的な指導力・展開力を備えた新人教員を養成するため、教育課程の編成方針及び編成基準により「学校支援プロジェクト」を中核とした新カリキュラムを編成する。

- ・ 07-1 「21世紀を生き抜くための能力+ α 」を備えた教員の養成に対応したディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの改正を踏まえた、新しい教育課程を編成する。

〔修士課程、専門職学位課程 共通〕

- 08 学生の実践力や思考力を高めるための授業科目を中心に、第3期中期目標期間中に全授業科目の5割以上の科目でアクティブ・ラーニングを積極的に取り入れることにより、学校現場でアクティブ・ラーニングを実践できる教員の養成を行う。
- 09 全国的な初等中等教育に対するニーズの把握を行うため教育委員会や学校教育現場等の関係者との緊密な意見交換を行うとともに、在学生及び卒業生への教育の成果・効果に関する調査等を実施し、ICT教育や英語教育の活性化、インクルーシブな教育、いじめ等の生徒指導などを学校現場で実践できるカリキュラムを編成する。
- 10 現職教員以外の学生に対しては、教員就職に向けた全学的・組織的なキャリア教育や、IRによる情報に基づくきめ細かな就職指導を行い、進学者及び外国人留学生を除く修了生の教員就職率を、修士課程においては75%以上、専門職学位課程においては100%とする。

- ・ 08-1 学校現場でアクティブ・ラーニングを実践できる教員の養成に資する授業科目を含む新しい教育課程を編成する。
- ・ 09-1 初等中等教育に対するニーズの把握を行うため、教育委員会や教育実習協力校等との意見交換を実施する。
在学生及び修了生を対象に教育の成果・効果に関するアンケート調査を引き続き実施する。
また、ICT教育や英語教育の活性化、インクルーシブな教育、いじめ等の生徒指導などを学校現場で実践するための授業科目を含む新しい教育課程を編成する。
- ・ 10-1 教員就職に向けたガイダンスや教員採用試験対策講座等の就職支援プログラムを計画的に実施するとともに、キャリアコーディネーター等による面談指導など、教職キャリアファイルを活用した組織的なキャリア教育を行い、進学者及び外国人留学生を除く修了生の教員就職率を、修士課程においては75%以上、専門職学位課程においては100%とする。
- ・ 10-2 各コースごとのプレースメントプラザ利用状況を分析し、当該コースの教員と連携した就職指導を行うとともに、プレースメントプラザの利用率の向上を図る。
また、入学から修了までの学生の教員志望動向の変化についてデータを収集し、分析を行

う。

○成績評価等

11 「21世紀を生き抜くための能力+ α 」の育成に関連した上越教育大学スタンダード、ルーブリックの見直しを踏まえ、成績評価基準を新たに作成し、同基準に基づく評価手続き及び評価の体制を明確に学生に周知し、厳格な成績評価を行う。

- ・ 11-1 「21世紀を生き抜くための能力+ α 」を備えた教員の養成に対応したディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの改正を踏まえた、新しい上越教育大学スタンダード、ルーブリックに基づいた、成績評価基準案を作成する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

○教職員の配置

12 学校現場（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）での指導経験を持つ大学教員や本学が行う学校現場に密接に関連する実務的な研修経験を持つ大学教員の割合が、第3期中期目標期間末には約5割となるよう教員を確保する。

このため、学校現場で指導経験のない大学教員に対しては、学校教育に関する理論的研究に基づいた、学校現場に密接に関連した実践的な教育を行うため、附属学校等において学校現場の実態と課題などについて理解を深めるための実務的な研修を行う。

- ・ 12-1 「学校現場での指導経験を持つ大学教員の割合向上のための方針」に基づき、大学教員の採用を行う。
- ・ 12-2 平成28年度に策定した研修計画に基づき、大学教員学校現場研修を実施し、検証する。

○教育環境の整備

13 アクティブ・ラーニング等の実践の場として、図書館機能を充実するとともに、教室等の教育環境やICT基盤を整備・充実する。とりわけ図書館機能については、学生がグループで協働学修を行えるグループワークスペースの設置や、教員が所蔵資料やICT基盤を活かし図書館内で講義を行える環境を整備する。

- ・ 13-1 附属図書館の所蔵資料やICT基盤を講義等で利活用するための運用指針を策定する。また、次期キャンパス情報システムの更新に含めるための、ICT基盤を活かした講義を行える環境を検討する。
- ・ 13-2 グループディスカッションや個別発表などができる教室等の教育環境を整備・充実する。

○教育の質の改善、教育研究システムの改善

14 授業の質の向上や改善を推進するため、学生による授業評価及び教員の自己評価に係る取り組みをさらに充実・促進し、段階的に全ての授業を公開するとともに、学生を交えたワークショップ形式の研修やアクティブ・ラーニングの積極的な実践に向けた研修等を毎年度実施する。

- ・ 14-1 学生のアンケートによる授業評価及び教員による自己評価の充実を図り、全授業科目の段階的な授業公開等を実施し、その評価結果を授業改善につなげる。
- ・ 14-2 学生と教員によるワークショップ形式の研修やアクティブ・ラーニングの積極的な実践に向けた研修等を実施するとともに、参加率向上のための方策を検討し、実施する。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- 15 「学生生活実態調査」及び「大学会館に関するアンケート調査」を学部学生及び大学院学生を対象に平成29年度及び平成32年度に実施し、授業、教育研究環境、学生生活や健康等に関する実態並びに大学会館の利用状況等を把握する。その結果に基づき課題とされた事項について改善し、充実した学生生活を支援する。
- 16 学生宿舎等の居住環境の機能改善及び福利厚生事業の点検・見直しを不断に行い、キャンパスライフに関する学生の満足度を向上させる。
- 17 学生の教員への就職を見据えた、学校でのボランティア活動等の体系化の推進や、地域における学生の自主的で多様な学びの機会を充実するとともに、これら活動を支援する体制を強化するなど、一貫した総合的な学生支援を実施する。
- 18 学修支援に係るT A（ティーチング・アシスタント）、R A（リサーチング・アシスタント）、T S（ティーチング・サポーター）の充実などサポート機能を強化し、学生の主体的・協働的な学びを支援する。
- 19 附属図書館、情報メディア教育支援センターが一体となって、学術情報に関するサポート体制を構築するなど、学修支援に係るサポート機能を強化する。また、本学学生が地域の児童に読み聞かせを行う交流活動を通して学生の読書指導力の養成を図るなど、学生が主体的に学修できるプログラムを推進する。
- 20 障害等による特別な配慮が必要な学生に対するノートテイカーなどの支援に際しては、教員として学校現場においてその経験を活かすことを考慮し、本学の学生が当該支援を行う体制を整備する。
- 21 全学生の定期健康診断を行うとともに学部新生及び大学院新生を対象にU P I（大学生精神健康調査）を実施し、身体的・精神的な問題を把握する。その結果に基づき必要に応じて面談を行い、悩みを抱えた学生や特別な配慮を必要とする学生を支援する。
- 22 教員採用に向けた就職指導について、入学から卒業・修了までの一貫した連続性を考慮してさらに内容を充実し、ガイダンス、採用試験対策講座、模擬試験等を実施するとともに、教員採用の全国的な動向を把握し、学生に情報提供を行う。
また、個々の学生に対して、キャリアコーディネーター（公立学校校長等の経験者）や教員採用試験ジョブアドバイザー（現職派遣学生のボランティア）による就職相談・指導を行う。卒業生・修了生にも就職情報の提供や就職相談・指導等の支援を行う。

- ・ 15-1 学生生活実態調査及び大学会館に関するアンケート調査を実施する。
大学会館に関するアンケート調査結果に基づき、課題とされた事項について改善に向けた計画を策定する。
- ・ 16-1 学生宿舎等の安全で衛生的な環境を維持するために、年間を通じた巡回・指導及び単身用学生宿舎自治会への支援を行い入居者のモラル向上に取り組むとともに、設備等の整備計画に基づき実施する。
- ・ 16-2 大学会館の福利厚生施設の設備の点検等を実施し、学生へのサービス向上に向けた改善を行う。また、課外活動等の貸出物品を充実させるとともに、課外活動団体の次期リーダーを対象とした研修を実施する。
- ・ 16-3 入学料・授業料免除事業、学内ワークスタディ事業等の経済的な支援による修学支援を実施するとともに、入学料・授業料免除事業の選考基準及び学内ワークスタディ事業等の実施内容について点検・見直しを行う。
- ・ 17-1 学校ボランティア等の体験的な学びの活動に関し、その体系化や参加学生の支援体制等について検討する。
- ・ 17-2 学校ボランティアや地域における学生の自主的・教育的なボランティア活動の充実を図りつつ、支援する。
- ・ 18-1 T A、R A、T Sを担う学生を対象に、授業におけるアクティブ・ラーニングの実践をサポートするための理解を深める機会を設ける。
- ・ 19-1 附属図書館と情報メディア教育支援センターが一体となった学術文献資料及び各種情報機器、メディアの利活用に関するサポート窓口を試行する。また、アンケートを実施し、効果

等を把握する。

- ・ 19-2 学生による読み聞かせのための研修会を実施し、検証する。
- ・ 20-1 個別の学生の支援に対応するための学内の連携体制を強化する。また、聴覚障害に係るノートテイクなどの支援においては、支援に携わる学生のスキルアップが図られるようサポートを行う。
- ・ 21-1 全学生の健康診断の実施により、学生の心身の健康状態を把握し、心身の悩みや問題を抱える学生に対する支援を行う。
- ・ 21-2 心身の悩みや問題を抱える学生に対する支援のための教職員の対応指針を策定し、周知する。
- ・ 22-1 入学後の早い段階から、教員就職に向けたガイダンスや採用試験対策講座等を計画的に実施するとともに、教員採用に関する情報の提供や、キャリアコーディネーターによる面談指導、教員採用試験ジョブアドバイザーによるアドバイスなどのきめ細かな就職指導を行う。
- ・ 22-2 卒業生・修了生に対して、卒業・修了後も支援を受けられることを周知し、教員採用試験学習支援システム等による就職情報の提供やキャリアコーディネーターによる就職相談・指導等の支援を行う。

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

(学部)

- 23 「21世紀を生き抜くための能力+ α 」を備えた教員を養成するため、新テスト「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」等の導入を踏まえたアドミッション・ポリシーの見直しを平成28年度中に行う。
- 24 「21世紀を生き抜くための能力+ α 」を備えた教員を養成するため、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」及び「主体性・多様性・協働性」を多面的・総合的に評価する個別選抜方法の検討を高大接続システム改革会議における検討状況を注視しつつ、平成30年度までに行い、平成33年度入学者に係る選抜から実施する。
また、上記選抜方法の妥当性及び信頼性の検証を目的とし、入学者の追跡調査等を行う。

- ・ 24-1 入学者選抜方法の妥当性及び信頼性の検証を行うため、入学後の学内成績等について追跡調査を行う。
- ・ 24-2 アドミッション・ポリシーに則し、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」及び「主体性・多様性・協働性」を多面的・総合的に評価する個別選抜方法の検討を行う。

(大学院)

- 25 「21世紀を生き抜くための能力+ α 」を備えた教員を養成するため、アドミッション・ポリシーの見直しを平成28年度中に行う。
- 26 明確な研修課題を有する現職教員及び多様な社会人経験・学修経験を有する者等の大学院入学希望者の教職に関する能力・意欲・適性等を総合的に評価する入学者選抜を行う。

- ・ 26-1 明確な研修課題を有する現職教員及び多様な社会人経験・学修経験を有する者等の大学院入学希望者の教職に関する能力・意欲・適性等を総合的に評価するための入学者選抜方法の検討を行う。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- 27 連合大学院(博士課程)を構成する大学として、現代的教育課題の解明や解決に資する臨床的研究、教育活動の基礎となる教科専門領域の国内外の先導的な研究を推進するプロジェクト

研究等を実施する。また、こうした研究の際に、理論と実践の往還のため修士課程と専門職学位課程の教員の協働を推進する。

- 28 学校現場が抱えている、学力向上、コミュニティスクールやインクルーシブ教育システムなどの諸課題やニーズに対応した研究を推進するため、地域の学校教員との連携によるプロジェクト研究等を実施する。
- 29 出版会による出版物の刊行や本学のリポジトリに教育研究資料を毎年度150件以上登録する等の取り組みを通して、教育研究成果を国内外へ発信するとともに、研究成果のオープンアクセス化を推進する。

- ・ 27-1 現代的教育課題の解明や解決に資する臨床的研究、教育活動の基礎となる教科専門領域の国内外の先導的な研究を推進する研究プロジェクトを実施する。併せて修士課程と専門職学位課程の教員の協働による研究プロジェクトを引き続き実施する。
- ・ 28-1 学校現場が抱えている諸課題やニーズに対応した研究を推進するため、附属学校をはじめ地域の小・中学校教員と連携した研究プロジェクトを実施する。
- ・ 29-1 出版会による出版事業として、応募原稿と企画原稿による図書の刊行を実施する。
- ・ 29-2 上越教育大学リポジトリに150件以上の資料登録を実施するとともに、オープンアクセス化の推進に向けた本学における指針作りに向け、オープンアクセス方針採択済みの他大学事例を参考にたたき台を作成する。
- ・ 29-3 教育現場により多くの実践的、先導的成果を還元するための取り組みとして、引き続き上越教育大学研究紀要を2回発行する。
また、上越教育大学研究紀要の年2回発行に関しての検証を行う。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

- 30 現代的教育課題の解決に向けた研究を推進するため、教育委員会や学校現場等との連携体制を強化するとともに、学校現場における指導経験を有する者や教育実践に関する研究実績を有する研究者等を配置するなど、研究実施体制を強化し、支援に係る組織体制を充実する。
- 31 社会的要請の高い研究や実践的・先導的な研究の推進とその研究成果の積極的な公表を支援するために、地域の学校教員や大学院生を研究協力者とするプロジェクト研究の推進や上越教育大学出版会における出版などに対し、効果的な研究資金の重点配分を行う。
- 32 教員養成の質的向上に向け、次世代を担う若手教員の研究推進に資するため、海外との研究交流や研究スペース等に配慮した研究支援を行う。また、本学の強み、特色を活かすべく「21世紀を生き抜くための能力+ α 」向上に係る若手教員の研究についての助成を毎年度実施する。

- ・ 30-1 上越地域における教育課題の解決に向けた研究推進検討会議を開催し、教育委員会や学校現場等と協働して現代的教育課題の解決に向けた研究を推進する。
- ・ 30-2 学校現場における指導経験を有する者や教育実践に関する研究実績を有する研究者等の配置を促進する。
- ・ 31-1 社会的要請の高い研究や実践的・先導的な研究の推進とその研究成果の積極的な公表を支援するため、地域の学校教員や大学院生を研究協力者とする研究プロジェクトを実施する。
- ・ 32-1 次世代を担う若手教員の研究推進に資するため、在外研究支援制度を含めた海外との研究交流や研究スペース等に配慮した研究支援を行うとともに研究促進のための取り組みを実施する。
- ・ 32-2 研究プロジェクト「若手研究枠」に「21世紀を生き抜くための能力+ α 」向上に係るテーマを設け、若手教員の研究についての助成を継続して実施する。
なお、審査の際に平成28年度の研究プロジェクトの成果も活用する。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

- 33 新潟県における教員の大量退職時期を見据え、学校ミドルリーダーを育成するための調査研究事業を、教育委員会などの行政機関と連携して実施する。
- 34 新潟県教育委員会及び新潟市教育委員会と協働・連携し、「小・中学校の理科教育において中核的な役割を担う教員を養成する事業（コア・サイエンス・ティーチャー養成プログラム）」を継続して実施することにより、本プログラム修了者が県内の地区理科教育センター等において、本プログラムの内容を活用して行う研修指導等の活動を支援する。
- 35 教育委員会との人事交流による職員が配置されている学校教育実践研究センターの特色を活かし、学校現場が抱えている課題をテーマに設定したセミナーを年間50回以上実施する。
（戦略性が高く意欲的な計画）
- 36 公開講座について、大学を身近に感じてもらえるよう、学校教育に関わるテーマだけでなく市民の興味がわくようなテーマも設定し毎年15件以上実施する。また、このうち大学院の一部の授業科目を一般に開放した公開講座も実施する。
- 37 大学教員が、地域などの求めに応じ依頼先に出向いて講義等を行う出前講座について、毎年、大学教員数の50%以上の件数の講座を開講する。
- 38 新潟県内の国公立大学等で設立した「教員免許状更新講習コンソーシアム新潟」の幹事校として、県内における免許状更新講習の取りまとめを行う。また、多様な免許が取得できる本学の特色を活かし、特別支援教育を含む講習を実施する。
- 39 近隣の大学、地方自治体、調査研究機関や産業界等との密接な連携・協働を進め、新潟県立看護大学との連携講座などを実施することにより、地域の教育や健康等に資する事業や研究を実施する。
- 40 我が国の教育・研究の振興に貢献するため創設した「辰野千壽教育賞」により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、保育所等の教育現場における特色ある実践研究及び先進的取り組みに対し、更なる発展に向け積極的な支援を実施する。
- 41 教職大学院における教育現場での実習を中心とする「学校支援プロジェクト」を通じて、小・中学校等が抱える課題を解消するための取り組みを、毎年度35校以上（学校以外の連携協力機関での取り組みを含む）で実施する。（戦略性が高く意欲的な計画）
- 42 地域の小学校児童の、土・日曜日における学習やスポーツ、体験学習などの様々な活動を一層促進するため、学生の自主的な活動である「学びのひろば」の実施に際し、人的・物的側面から支援を充実する。

- ・ 33-1 学校ミドルリーダー養成の研修講座を、行政機関等と連携して実施し、内容について検証する。
- ・ 34-1 新潟県教育委員会及び新潟市教育委員会と協働・連携し、「小・中学校の理科教育において中核的な役割を担う教員を養成する事業（コア・サイエンス・ティーチャー養成プログラム）」を継続して実施するとともに、これまでの成果や課題を検証する。
- ・ 35-1 学校現場が抱えている課題をテーマに設定し、学び続ける教員を支援するためのセミナーを年間50回以上実施する。
また、受講者から意見を聴取し次年度以降のテーマ設定に活用する。
- ・ 36-1 公開講座を年間15件以上実施する。
また、受講者から意見を聴取し次年度以降のテーマ設定に活用する。
- ・ 37-1 大学教員数の50%以上の件数の出前講座を開講する。このため、参加する教員を増やすための取り組みを実施する。
また、受講機関から意見を聴取し次年度以降のテーマ設定に活用する。
- ・ 38-1 「教員免許状更新講習コンソーシアム新潟」の幹事校として、新潟県内で実施される免許状更新講習の取りまとめを行う。
- ・ 38-2 本学の特色を活かし、特別支援教育など学校での教育課題に対応した講習を実施する。
- ・ 39-1 近隣の大学、地方自治体、調査研究機関や産業界等と連携した事業などを実施する。
また、それら機関と連携している個人研究について引き続き把握する。
- ・ 40-1 特色ある実践研究及び先進的取り組みの更なる発展に向けた支援のため、辰野千壽教育賞

事業を実施する。

- ・ 41-1 学校等へのアンケート調査等を踏まえ、学校等が抱える現代的な教育課題の解消のため、35校以上の学校等で「学校支援プロジェクト」を実施する。
- ・ 42-1 地域の小学校児童の学習やスポーツ、体験学習などの活動の充実を図るため、学生の自主的な活動である「学びのひろば」の実施・運営を支援する。

4 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

- 43 「21世紀を生き抜くための能力」のうち実践力、特に持続可能な社会を意識させるために、異文化コミュニケーション能力と異文化理解マインドを持った教員を養成する。このため、英語でのコミュニケーション能力を高めるため、英語のみを使用した授業を導入するほか、海外の教育・文化の理解、語学研修などの体験型科目や小学校英語指導法等の新たな科目を開設・開講する。また、異文化を体験することを重視し、海外の教育・文化に触れる短期留学プログラムや海外協定校との交流・共同授業実践を増やす。
- 44 本学の持っている教員養成の総合力、教科教育のノウハウ等を、海外協定校をはじめ世界に向けて発信するネットワークを構築し、海外で講演会、講習会などを開催する機会を教員に提供する。
また、研究者の受け入れや共同研究を積極的に推進するとともに、若手教員や実務教員をはじめ教員の海外派遣、国際研究プロジェクトや国際学会の参加などの研究交流事業をサポートする。
- 45 本学で開発する「21世紀を生き抜くための能力+ α 」の育成のためのモデルカリキュラムについて、海外協定校と共同研究を進め、その成果を教育課程に反映する。
- 46 海外協定校との連携を深め、毎年度30人以上の外国人留学生を受け入れる。また、チューター制度、留学生による母語講座、留学生及び日本人学生による外国人児童生徒への修学支援などの地域社会や学校からのニーズに応じた支援事業を積極的に行うとともに、地域の特色を活かしたスキー事業などを実施し、外国人留学生と日本人学生及び地域社会との交流活動を活発にし、キャンパスの国際化を推進する。
- 47 日本人学生の海外派遣留学及び海外での教育研究活動を一層促進するため、上越教育大学基金による留学生奨学事業の実施や各種奨学金の案内により、経済的な支援を行う。
また留学説明会の実施や協定校アドバイザーによる協定校の情報提供を行う。さらに、海外での教育実習の履修要件化や海外の大学で履修した授業の単位化を実施する。

- ・ 43-1 英語による授業を導入するほか、海外の教育・文化の理解、語学研修などの体験型の授業科目や小学校英語指導法等の授業科目を含む新しい教育課程を編成する。
- ・ 43-2 海外教育研究プログラム等実施内容に関して、海外協定校との交流・授業実践の在り方等について、相互のニーズを踏まえた調整を行う。
- ・ 44-1 海外協定校等世界に向けて、本学の持っている教員養成及び教科教育の取り組みや実績等を発信するため研究交流事業に対する支援を行う。
- ・ 45-1 「21世紀を生き抜くための能力+ α 」の育成に係る、海外協定校等との共同研究などの交流事業を推進する。
- ・ 46-1 30人以上の外国人留学生を受け入れ、外国人留学生と日本人学生及び地域社会との交流を推進させることにより、学生のグローバル意識の醸成につなげる。
- ・ 47-1 海外での教育実習の履修要件化や履修した授業科目の単位化について検討する。
- ・ 47-2 学生の海外留学等の意識を醸成するため、留学説明会の実施や協定校の情報提供を行う。
また、留学する学生に対して、上越教育大学基金等による経済的支援を継続して行う。

(2) 附属学校に関する目標を達成するための措置

- 48 大学と協働して、附属幼稚園から附属中学校までを通した「21世紀を生き抜くための能力」育成のための教育課程のモデルを開発、実践し、この成果を大学の教育実習に活用する。また、附属学校教員が大学での指導法に関する授業を担当し、学生が教員として実践的な力量を形成するための一翼を担うなどの日常的な連携を行う。
- 49 今日的な教育課題に対する先導的な研究を推進する。その際には、地域の公立学校園教諭を研究協力者として協働的な研究開発に努めたり、附属学校園教員を公立学校園の校内研修に講師として派遣したりし、研究成果の共有を図る。
- 50 県教育委員会が主催する初任者研修等の授業参観や協議の場の提供を行ったり、附属学校園教員が市教育委員会の教育センター研修の講師等の役割を担ったりするなど、教育委員会等との連携を継続して推進する。
- 51 グローバル化に対応するために、児童・生徒が海外の協定校との相互の交流事業を通じて国際理解を深める。
- 52 学校現場での指導経験のない大学教員が、学校現場の実態と課題を理解した上で、学生の指導に努める意識を醸成することを目的として、大学と附属学校が連携して研修実施体制を整備し、附属学校等において研修を実施する。

- ・ 48-1 大学と附属学校が連携して「21世紀を生き抜くための能力」育成のための教育課程モデル及び教育実習モデルについて検討する。
- ・ 48-2 附属学校教員が教員養成実地指導講師として大学の授業を担当する。
- ・ 49-1 公立学校園教諭の協力を得て今日的な教育課題に関する研究協議を行い、その成果を研究会や研究紀要等で公開する。また、公立学校園の校内研修等に附属学校園教員を講師として派遣する。
- ・ 50-1 公立学校園の初任者研修等において、教育課題解決に資する内容で附属学校園の授業を公開する。また、教育委員会等主催の研修に附属学校園教員を講師として派遣する。
- ・ 51-1 海外の交流協定校と附属小学校で相互の交流事業を実施する。
また、海外の中学校と附属中学校との国際交流協定の締結に向けた検討・協議を行う。
- ・ 52-1 新任の大学教員向けの学校現場研修を実施する。
平成28年度に策定した研修計画に基づき、大学教員学校現場研修を実施し、検証する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

- 53 ガバナンス機能の強化を図るため、学長の補佐体制及び学内の管理・運営体制の点検・不断の見直しを進める。また、学長補佐体制、管理・運営体制を含め業務運営全般のPDCAサイクルに監事による監査結果を反映する。
- 54 監事2名のうち1名を常勤として監事機能を強化し、監事が学内の重要な会議はもとより他の会議等にもオブザーバーとして出席して意見を述べる機会を確保する。また、監査結果については、全教員が出席する教授会においても周知を図る。
- 55 本学の教育研究に関する取り組み状況の説明や教育委員会からのニーズを把握するため、教育委員会との連携協議会を毎年2回以上開催するとともに、近県の教育委員会幹部等で構成する本学教育諮問会議を毎年開催することにより、学外委員や教育委員会からの評価や要請を的確に把握して、本学の教育研究組織の改善に反映する。
- 56 大学の強み・特色を発揮するため、「21世紀を生き抜くための能力+ α 」育成の視点に配慮し、大学教員の人材評価項目・基準を再検討する。また、評価結果を給与に反映させるとともに、教育研究や学内・学外貢献に対して表彰制度を創設し、研究費等において優遇措置を講ずることにより組織を活性化させる。
- 57 組織を活性化させるため、第3期中期目標期間中に採用する大学教員（学校現場での指導経験を有する者を除く。）については、50%以上を若手教員にするとともに、年俸制・任期制を活用した採用を行う。
- 58 全構成員が積極的に組織運営の改善や大学改革の推進に参画する意識を醸成するため、学長が構想や方針等を教職員に対して説明し、意見交換を行う「全学教職員集会」の開催や、電子掲示板に関連情報を掲載し、意見交換が行える機会を確保する。
- 59 男女共同参画を推進するため教職員の2割以上が女性となるように採用計画を進めるとともに、女性の管理職登用を推進し、管理職に占める女性教職員の割合を、第3期中期目標期間末までに2割以上とする。

- ・ 53-1 学長の補佐体制及び学内の管理・運営体制それぞれの機能や役割について、学長自ら点検・評価するとともに、監事の監査結果も踏まえて見直し・改善を行う。
- ・ 54-1 監事が学内の各種会議に出席し、意見を述べる機会を確保するとともに、監査結果を学内に周知し、業務運営の改善に活用する。
- ・ 55-1 年2回以上開催する教育委員会との連携協議会において、本学の教育研究活動に関するニーズ及び取り組み状況に対する評価を把握し、第3期中の教育研究とその組織の改善に活用する。
- ・ 55-2 教育諮問会議において、本学の教員養成の質の向上と研修機能の強化に関する意見を聴取し、第3期中の教育研究とその組織の改善に活用する。
- ・ 56-1 平成28年度に改正した評価項目・基準による大学教員の人材評価を平成30年度から実施するため、大学教員業績登録システムを整備する。
また、教育研究や学内・学外貢献に対する表彰制度の実施要項を作成する。
- ・ 57-1 採用する大学教員（学校現場での指導経験を有する者を除く。）の50%以上が若手教員となるように採用を計画的に行う。
- ・ 57-2 策定した採用方針に基づき、年俸制・任期制適用の教員を採用する。
- ・ 58-1 組織運営の改善や大学改革の推進に参画する意識を醸成するため、学長が全学教職員に対して、大学改革の構想や方針等を説明し、直接意見を聴取する機会として、「全学教職員集会」を開催する。
また、電子掲示板を活用して全学教職員が情報共有と意見交換を行える機会を確保する。
- ・ 59-1 教職員の2割以上が女性となるように女性の採用に努めるとともに、女性の管理職登用を推進する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

(学部)

60 教員としての総合的な資質と実践的な能力の育成を重視し、小中一貫教育への対応等の機能強化に向けて専修・コースの改組を行う。また、教育現場における焦点化した問題の設定と解決する力や、学校現場の諸課題を多面的・総合的に捉え解決する力を持った高度専門職業人としての教員を養成するため、学部段階で修士レベルの内容を履修するなど、修士課程、専門職学位課程への接続を考慮し、大学院での学びをより深化させる6年(5年)一貫プログラムを導入する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・ 60-1 「21世紀を生き抜くための能力+ α 」を備えた教員を養成するため、「大学改革基本構想」の内容に基づき、具体的な検討を行う。
- ・ 60-2 大学院での学びをより深化させる6年(5年)一貫プログラムを、「大学改革基本構想」の内容に基づき、具体的な検討を行う。

(大学院)

61 修士課程における教科及び教職に関する専門性と、専門職学位課程における学校現場の諸課題の解決に関する実践力・応用力等の両課程の強み・特色を活かし、両課程が協働して教育研究成果の共有をはじめ、教育内容や指導法とその検証等を行う体制を構築する。

- ・ 61-1 修士課程と専門職学位課程の協働をさらに進め、修士課程の機能を移行した教職大学院について、「大学改革基本構想」の内容に基づき、具体的な検討を行う。

(修士課程)

62 教育現場における教科及び教職に係る優れた実践的な指導力と研究能力の向上を重視し、教育現場の焦点化した問題の設定と解決の方策を総合的に捉える教育課程を編成し実施するために、現代的課題の理解と実践的課題解決に資する研究指導體制の再構築に向けて、専攻・コースの改組を行う。

- ・ 62-1 インクルーシブな教育、チーム学校、国際理解や教科の専門性を高める方策など現代的な教育課題に資するための修士課程の機能強化と研究指導體制の再構築に向け、「大学改革基本構想」の内容に基づき、具体的な検討を行う。

(専門職学位課程)

63 学校における指導的役割を果たし得る実践力・応用力の修得を重視し、教育委員会や学校現場における要望等を踏まえ、学校現場の諸課題を多面的・総合的に捉え解決に資する教育実践及び、連携協力校等における学校支援(実践)とその実践の省察及び成果の還元を内容とした授業(「学校支援プロジェクト」)のさらなる充実に向け教員組織体制を強化する。

- ・ 63-1 現代的教育課題や教科横断・教科内容に係る教育に関する専門職学位課程の機能強化・充実に向け、「大学改革基本構想」の内容に基づき、具体的な検討を行う。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

64 事務職員の職位・職階(スタッフ、主査、副課長、課長)ごとに必要となる能力・資質をわかりやすく明示し、向上心を持って職務に臨む意識を醸成するとともに、業務内容に応じた事務処理マニュアルの見直しを行う。

65 事務系職員のキャリアアップと組織の活性化を図るため、毎年度職員の5%を目安に他機関

との人事交流を行う。

- 66 国立大学協会が主催する実践セミナー等の専門的知識を修得する研修や各階層を対象とした研修を受講させるとともに、中堅・若手を中心とする職員のニーズを踏まえたスタッフ・ディベロップメント研修を開催し、毎年度事務系の全職員に1回以上研修を受講させる。

- ・ 64-1 事務の効率化・合理化の観点から、現行の事務処理マニュアルを検討し、策定する。
- ・ 65-1 事務系職員について他機関との人事交流を5%を目安に行う。
- ・ 66-1 事務系の全職員に、1回以上の研修を受講させる。そのうち、スタッフ・ディベロップメント研修については、中堅・若手を中心とする職員のニーズを踏まえた内容とする。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- 67 自己収入の増加・多様化に向けた取り組みとして、各種料金設定を見直すとともに、新たな自己収入増加の取り組みを2つ以上企画し、実施する。
- 68 科学研究費助成事業の獲得向上に向け、支援体制の強化など積極的な取り組みを行い、第3期中期目標期間中に、新規採択率35%を達成する。
- 69 創立40周年となる平成30年に向けて、記念事業の計画を作成し、そのための財源として上越教育大学基金への募金を計画的に進める。このことにより、基金を活用した学生に対する奨学事業（経済的に困窮した学生、本学学生の海外留学や外国人留学生への支援等）を、平成27年度の支援状況に比し、第3期中期目標期間末には2倍以上に拡充する。

- ・ 67-1 授業料その他の費用に関する規程全般に係る料金設定の現状分析を行う。
- ・ 67-2 大学資産（土地・建物等）の貸付に対する市場調査を行う。
- ・ 68-1 科学研究費助成事業の獲得のため、平成28年度に実施した支援の取り組みを検証し、さらに有効な支援策を検討し、実施する。
- ・ 69-1 上越教育大学基金の募金計画に基づき、創立40周年記念募金活動を実施する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- 70 複数年契約の対象拡大やスケールメリットを活かした多様な契約形式の導入、IT機器の機能を最大限に活用した事務処理の効率化、福利厚生施設などの見直しなどによりコストを削減する。
- 71 京都議定書目標達成計画が策定された平成17年度を基準として、毎年1%以上のエネルギーの低減を目標とし、光熱水量を削減する。

- ・ 70-1 経済的かつ契約事務の省力化のために実施している複数年契約や契約時期の分散など引き続き実施し、更新時など定期的に見直しを行い、経費の抑制を図る。
- ・ 70-2 職員宿舍の在り方を検討し、維持管理の方向性を定める。
- ・ 71-1 エネルギー消費削減目標の達成に向け、平成17年度を基準とした年1%以上のエネルギー低減を引き続き実施するため、使用量の公表等省エネを意識するための学内の啓発活動及び、エネルギー消費の少ない高効率機器の導入等を実施する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- 72 大学運営資金について、毎年度「余裕金運用計画」を作成し、年間を通じて平均1億円以上の資金運用を行い、運用益を確保する。

73 保有する資産（土地・建物等）の有効利活用を促進し稼働率を向上させる。また、利用料を徴収する施設等については、第2期中期目標期間中の利用状況に比して10%以上増加させる。

- ・ 72-1 大学運営資金について、「余裕金運用計画」を作成し、収支状況に留意の上、年間を通じて平均1億円以上の資金運用を行う。
- ・ 73-1 施設の利用状況について点検及び評価を行い、使用状況を把握し、施設の有効活用を促進する。
- ・ 73-2 職員宿舍の充足率を向上させるための取り組みを行う。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

74 平成29年度までに、本学自己点検・評価基準の国際交流及び地域連携に関する基準の見直しを行う。また、自己点検・評価及び学外有識者による外部評価を実施し、大学運営の改善に結び付ける。

75 中期計画の進捗管理及び大学運営の改善に活用するため、本学の活動（学生の入学、就職、学修面）に関するIR機能を強化するとともに、監事による監査とも連携した評価を行う。

- ・ 74-1 大学を取り巻く社会環境の変化に対応するため、本学自己点検・評価基準のうち、国際交流及び地域連携に関する基準の見直しを行う。
- ・ 74-2 平成28年度に実施した情報を効果的に活用した自己点検・評価方法について検証し、改善策等を検討する。
- ・ 74-3 第2期中期目標期間における教育に関する改善策について、学外有識者による外部評価を実施する。
- ・ 75-1 大学運営の改善に向けて継続的に収集することとしたデータ等の分析を行う。
- ・ 75-2 監事の監査結果等を踏まえた改善状況について自己点検・評価を実施する。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

76 本学の知名度を上げるため、第2期中期目標期間に策定した広報の3つの柱「ヴィジュアル戦略、統一イメージ戦略、報道・地域協働戦略」をさらに発展させる。具体的には、作成したイメージキャラクターの着ぐるみやロゴマーク、ロゴタイプ、コミュニケーションマーク及びスローガンを積極的かつ統一的に活用するほか、ロゴマーク等に基づくグッズなどを作成する。また、統一イメージ戦略のため設けたデザイン相談ルームを継続活用する。さらに、パブリシティによる情報発信を推進するため、地域の報道機関との定期的な情報交換の機会を設けるなどより積極的な広報を行う。

77 大学教員の教育研究活動や学会での受賞、論文や出版物などの研究成果に関する情報を集約し大学のウェブサイトだけでなく、各種情報メディアを活用して広く学内外に発信する。

78 本学の広報活動に対する受け手側の意見を得るために、大学説明会における参加者アンケートや広報誌に対するWebアンケート等を実施し、これらの意見等を踏まえ内容を充実する。また、大学広報誌の編集作業に学生を参画させることで、学生が求める情報や分かりやすい内容の記述に配慮した情報を発信する。

- ・ 76-1 ヴィジュアル戦略を発展させるためにロゴマーク等に基づくグッズを作成する。
- ・ 76-2 報道・地域協働戦略を発展させるために地域の報道機関との懇談会を開催し、大学の地域への取り組み及び大学教員の教育研究活動の情報を提供する。
- ・ 77-1 本学の人的資源を広く活用してもらうために、新たに作成した様式に基づき大学教員の教育研究活動や出版物等を申請してもらい、大学ホームページで公表するとともに、報道機関

への発信を行う。

- ・78-1 学生を本学広報誌の編集作業に参画させ、学生の意見を反映した広報誌を発行する。
- ・78-2 本学の広報活動に対する受け手側の意見を得るために、引き続き大学説明会における参加者アンケートや広報誌に対するWebアンケート等を実施するとともに、平成28年度のアンケート結果を基に大学説明会及び広報誌を充実させる。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- 79 大学改革を踏まえ、キャンパスの目指すべき姿やキャンパスの整備、活用の方向性を明確にしたキャンパスマスタープランを充実し、安全・安心な教育研究環境の基盤を確保するため、老朽化対策及び機能改善等の整備を推進する。
その際、よりアクティブ・ラーニングに適した学修環境、エコキャンパスなどの観点を重視して整備を行う。
- 80 教員・学生の流動性や教育研究組織の変更に柔軟に対応でき、かつ、固定化しないような教育研究スペースの配分を行うため、共同利用スペースを平成27年度の2倍以上に拡充するなど、施設の有効活用を進める。

- ・79-1 キャンパスマスタープラン及び施設マネジメント計画に基づいた教育研究環境の健全化と機能改善等を実施する。
- ・80-1 施設の利用状況について点検及び評価を行い、使用状況を把握し、施設の有効活用を促進するとともに、共同利用スペースの拡充を促進する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- 81 学生等及び教職員の健康の保持、健康意識の向上のため、健康に関する教育、研修や啓発活動等を実施する。
- 82 自然災害等から学生等及び教職員の安全を確保するため、中越地震、東日本大震災等の教訓を踏まえた防災教育、地震、火災等の災害を想定した防災等に関する訓練や啓発活動等を実施する。また、附属学校において、地震、火災等の災害や、不審者対応の訓練に加え、本学が所在する地域性を考慮し、降雪期における訓練を実施する。

- ・81-1 平成28年度実績を踏まえた改善を行い、健康の保持、安全衛生管理に関する研修会や啓発活動等を実施・検証する。
- ・82-1 平成28年度の訓練等への参加者から聴取した意見も参考に改善を行い、防災等に関する訓練や啓発活動等を実施する。
また、防災担当者等に対して講習会などへ参加させ、防災知識の習得を図る。
なお、附属学校においては、地震、火災等の災害への対応に加え、不審者対応や降雪期における避難手順・経路等を想定した訓練を実施する。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

- 83 研究費を含めた予算の適正な執行を担保するため、学内関係規則、本学の研究費不正使用防止計画及び本学で独自に作成している「会計ルールハンドブック」を全教職員に周知するとともに、毎年度、コンプライアンス教育を実施する。また、発注業務の一元化により教員発注を行っていない本学の体制を維持し、リスク管理を徹底した上で、毎年度、監事及び監査室による内部監査においてモニタリング、リスクアプローチ監査を実施する。

- 84 研究活動の不正行為を未然に防ぐため、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を受けて定めた、本学の体制及び規程等に基づき、教授会、新任職員研修、科学研究費助成事業説明会や、新入生オリエンテーション等の機会に研究倫理教育などを実施するとともに、若手研究者の支援や学長名による定期的な通知による啓発指導等、不正防止に向け全学体制で取り組みを行う。
- 85 「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」の本学における適用範囲を、心理学、社会学、教育学関係で倫理上の問題の生じるおそれがある研究に拡大して適用し、その内容を教員に理解させるとともに当該の研究については倫理審査委員会による審査を受けるよう周知・指導を徹底する。
- 86 情報セキュリティの確保について、各種情報機器やICT活用技術の進歩の状況を踏まえ、常に最新の対策等情報を学生、教職員に周知するとともに、新入生を対象とした講習会や全学の構成員を対象とした定期的な講演会を開催するなど、技術的、物理的、人的側面から対策の強化を推進する。
- 87 各種ハラスメントを含めた、非違行為を未然に防ぐための学生及び教職員を対象とする啓発活動や研修会などの取り組みを、e-ラーニング等各種の方策を活用し毎年度実施する。

- ・ 83-1 コンプライアンス教育について平成28年度の実施状況を踏まえて研修方法を検討し、教員と事務職員別の研究費不正使用防止のための研修会を実施する。
- ・ 83-2 監事監査及び内部監査において、重点監査項目を立てて監査を実施する。
- ・ 84-1 研究不正を未然に防ぐために実施した平成28年度の取り組みを検証し、引き続き「上越教育大学研究活動における研究倫理教育の実施に係る取扱い」等に基づき、研究倫理教育及び学内啓発活動を全学体制で実施する。
- ・ 85-1 「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」の適用範囲を拡大していることを、教員に対し周知・指導を徹底し、理解を深める。
- ・ 86-1 最新の情報セキュリティ対策の動向を調査するとともに、全構成員への周知を行う。
また、新入生を対象に講習会等を4月中に開催するとともに、全構成員を対象に自己点検や講習会（オンデマンド方式）等を実施する。
そのほか、技術的、物理的対策を強化するため機器やネットワーク構成等について次期システムの更新に向けて、スタッフ会議等で検討する。
- ・ 87-1 各種ハラスメントを未然に防ぐための研修を最新のハラスメント問題に詳しい講師を招き、院生協議会との連携により実施する。
また、e-ラーニングによる啓発活動を実施し、検証する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

763,376千円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1 重要な財産を譲渡する計画

予定なし

2 重要な財産を担保に供する計画

予定なし

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額	財 源
・(山屋敷) ライフライン再生(電気設備等) ・小規模改修	総額 83	施設整備費補助金(55) (独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金(28)

(注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

- (1) 「学校現場での指導経験を持つ大学教員の割合向上のための方針」に基づき、大学教員の採用を行う。
- (2) 平成28年度に策定した研修計画に基づき、大学教員学校現場研修を実施し、平成33年度末には学校現場での指導経験を持つ大学教員の割合が約5割となるようにする。
- (3) 採用する大学教員(学校現場での指導経験を有する者を除く。)の50%以上が若手教員となるように採用を計画的に行うとともに、採用方針に基づき、年俸制・任期制適用の教員を採用する。
- (4) 事務系職員について他機関との人事交流を5%を目安に行う。
- (5) 事務系の全職員に、1回以上の研修を受講させる。そのうち、スタッフ・ディベロップメント研修については、中堅・若手を中心とする職員のニーズを踏まえた内容とする。
- (6) 教職員の2割以上が女性となるように女性の採用に努めるとともに、女性の管理職登用を推進する。

(参考1) 平成29年度の常勤職員数 277人
また、任期付き職員数の見込みを11人とする。

(参考2) 平成29年度の人件費総額見込み2,727百万円(退職手当は除く)

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予 算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	3, 1 0 1
施設整備費補助金	5 5
船舶建造費補助金	0
補助金等収入	3
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	2 8
自己収入	9 1 5
授業料、入学金及び検定料収入	8 1 0
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	1 0 5
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	9 7
引当金取崩	0
長期借入金収入	0
貸付回収金	0
目的積立金取崩	0
出資金	0
計	4, 1 9 9
支出	
業務費	4, 0 1 6
教育研究経費	4, 0 1 6
診療経費	0
施設整備費	8 3
船舶建造費	0
補助金等	3
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	9 7
貸付金	0
長期借入金償還金	0
大学改革支援・学位授与機構施設費納付金	0
出資金	0
計	4, 1 9 9

[人件費の見積り]

期間中総額 2, 7 2 7 百万円を支出する。(退職手当は除く。)

注)「運営費交付金」のうち、当年度当初予算額 3, 0 9 0 百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額 1 1 百万円。

注)「産学連携等研究収入及び寄附金収入等」のうち、当年度予算額 7 7 百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額 2 0 百万円。

2. 収支計画

(単位：百万円)

区 分	
費用の部	4, 265
經常費用	4, 265
業務費	3, 889
教育研究経費	805
診療経費	0
受託研究費等	72
役員人件費	71
教員人件費	2, 081
職員人件費	860
一般管理費	180
財務費用	3
雑損	0
減価償却費	193
臨時損失	0
収益の部	4, 265
經常収益	4, 265
運営費交付金収益	3, 082
授業料収益	619
入学金収益	127
検定料収益	25
附属病院収益	0
受託研究等収益	72
補助金等収益	3
寄附金収益	25
施設費収益	0
財務収益	0
雑益	173
資産見返運営費交付金等戻入	121
資産見返補助金等戻入	17
資産見返寄附金戻入	1
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩益	0
総利益	0

3. 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	4, 5 0 5
業務活動による支出	3, 9 6 6
投資活動による支出	7 3
財務活動による支出	5 4
翌年度への繰越金	4 1 2
資金収入	4, 5 0 5
業務活動による収入	3, 9 7 8
運営費交付金による収入	3, 0 9 0
授業料、入学金及び検定料による収入	7 0 4
附属病院収入	0
受託研究等収入	7 2
補助金等収入	3
寄附金収入	5
その他の収入	1 0 4
投資活動による収入	8 3
施設費による収入	8 3
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	4 4 4

別表（学部の学科、研究科の専攻等）

学校教育学部	初等教育教員養成課程 640人 (うち教員養成に係る分野 640人)
学校教育研究科	学校教育専攻 232人 (うち修士課程 232人) 教科・領域教育専攻 248人 (うち修士課程 248人) 教育実践高度化専攻 120人 (うち専門職学位課程 120人)
附属幼稚園	80人 学級数 3クラス
附属小学校	420人 学級数 12クラス
附属中学校	360人 学級数 9クラス